（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（燃焼性の基準） **第百一条**　令第二条第三項第四号の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。 イ　爆発限界の下限が十パーセント以下のもの ロ　爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの 二　前号イ又はロに該当するものであつて、同号と同等程度の難燃性を有するものとして経済産業大臣が定めるものに適合すること。 （第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法） **第百二条**　令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。 T＝１００＋（２／３）・S この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。 T　令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値（単位　立方メートル） S　当該事業所における令第三条表第一号の第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（単位　立方メートル）であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの	（燃焼性の基準） **第百一条**　令第三条表第一号上欄の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかとする。 一　次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。 イ　爆発限界の下限が十パーセント以下のもの ロ　爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの 二　経済産業大臣が定める基準。 （第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法） **第百二条**　令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。 T＝１００＋（２／３）・S この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。 T　令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値（単位　立方メートル） S　当該事業所における令第三条表第一号で規定する第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（単位　立方メートル）であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年十月二十七日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○国土交通省令第六十七号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項まで及び第六項第六号、第七条、第八条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十四条第一項第三号並びに第十九条、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第一項及び第三項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条並びに第十九条第一項及び第二項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第六条第一項の規定に基づき、並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律を実施するため、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。